(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー
(ii) ソブリン向けエクスポージャー
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法
(2) 粗利益配分手法
(3) 先進的計測手法

ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第五条第一項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳